**被災者に対するお知らせ【火災】**

**１　り災証明書・火災損害申告書について**

 税の減免や保険の申請などを行う場合は、り災証明書の交付手続きが必要となりますので、事前に必ず消防指導課へご連絡ください。

|  |
| --- |
| 内　　　　　　　容 |
| 火災で生じた被害について、り災証明書を交付します。（り災証明書の申請方法）①火災に関するり災証明交付申請書により、り災されたご本人か、委任状による代理人が申請してください。代理人は印鑑が必要です。（火災で焼失している場合は不要）※本人及び代理人は、身分証明のため運転免許証、健康保険証等の提示をお願いします。②使用目的として、提出先を記入していただきます。　　（例）○○保険会社提出のため③手数料は免除となっています。④市役所へり災証明書を提出する場合は写し（コピー）でも問題ありません。 |

　茅ヶ崎市消防署　消防指導課　消防指導担当

 〒253-0085　茅ヶ崎市矢畑1280番地3

電話：0467-85-4594　ファクス：0467-85-7299